

追加議案第2号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成28年10月18日、国道461号蛇尾橋上で発生した公用車と一般車両の損傷事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

記

1 損害賠償額 1,024,087円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額1,024,087円を支払う。
- (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○